

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第224号)

平成14年10月24日

横情審答申第 2 2 4 号

平成 1 4 年 1 0 月 2 4 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 1 9 条第 1 項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成 1 3 年 8 月 2 3 日教教人第 5 0 2 号による次の諮問について、別紙のとおり答申し
ます。

「分限懲戒審査委員会の開催について（平成12年10月20日）（平成12年
10月20日教教人第849号）」、「分限懲戒審査委員会について（平成12
年12月19日教教人第1110号）のうち請求内容に該当する部分」及び「分
限懲戒審査委員会について（平成13年3月21日教教人第1461号）」の一
部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「分限懲戒審査委員会の開催について（平成12年10月20日）（平成12年10月20日教教人第849号）」、「分限懲戒審査委員会について（平成12年12月19日教教人第1110号）のうち請求内容に該当する部分」及び「分限懲戒審査委員会について（平成13年3月21日教教人第1461号）」において非開示とした情報のうち、学校名については開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「分限懲戒審査委員会の開催について（平成12年10月20日）（平成12年10月20日教教人第849号）」、「分限懲戒審査委員会について（平成12年12月19日教教人第1110号）のうち請求内容に該当する部分」及び「分限懲戒審査委員会について（平成13年3月21日教教人第1461号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対して、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成13年6月19日付で行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため、一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書には、処分の対象となった職員の所属校名、職名、氏名、性別、年齢及び処分の内容等が記されており、いずれも被処分者の「個人に関する情報」であり、「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると考えられる。

また、本件申立文書に記載された内容は、非違行為を行った職員に対する、懲戒処分等を検討するに当たった内容であり、当該職員の職務遂行上の情報には当たらないと解される。

さらに、答申第174号（平成13年11月15日付けで既に取消済み。）によれば、「教職員の懲戒処分に関する情報については、義務又は慣行により、既に一定の範囲の情報が公表されていることから、その全部を非開示とすることは妥当ではなく、条例上保護すべき個人に関する情報に該当するかどうかを個別に検討する必要がある」との判断を下しているが、これは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒

処分限定され、懲戒処分に当たらない指導監督上の処分には該当しないと解される。

本件申立文書の教職員及びその監督者の情報は、すべて地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらないものであるから、本号に該当する。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

答申第174号においても、地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない処分については、人事管理に関する情報に該当するとし、また、このような人事管理に関する情報は、懲戒処分のように法令等の規定又は慣行により公にされている事実もないことから、公開すると、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあると考えられ、本号に該当するものと判断されている。

以上より、本件申立文書の教職員及びその監督者の情報は、本号に該当すると判断した。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 答申第174号において、条例第7条第2項第2号に該当しない情報として学校名等があげられているので、これに従い、学校名は開示すべきである。懲戒処分とそれ以外の処分を分けるのは不可解で、他の情報と照合可能な情報は、当然開示されるべきである。いずれの処分についても、処分日等はすでに公表されているもので、条例第7条第2項第6号にも該当しないことは明らかである。
- (2) 体罰報告書を開示請求すれば、学校名、加害教員の性別・年齢、体罰の概要・事実経過、校長の指導・意見、被害生徒の学年・性別・年齢等が開示されている。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条で明確に禁止されている体罰という犯罪行為は、教育関係を破壊するものであり、この損なわれた教育関係の修復を図る対策である人事措置関係文書を開示しても何ら支障は生じない。
- (4) 体罰内容と処分内容は不可分一体のものである。体罰報告書が学校名を明らかにして開示されている現状において、その処分結果を非開示とする理由は、正当性を欠き不可解である。
- (5) 実施機関は、教員の不正行為を防止する権限を有している以上、これらの情報を公開することにより、市民に対して、自らの職務を公正に遂行していることを証明すべきである。

- (6) 毎年度の処分調査は、文部科学省がまとめた「教育委員会月報」で公表されており、これによって横浜市の状況を知ることができる。この調査統計の元になったものは各自治体から入手可能であり、これと入手した報告書をもとにすべてが照合可能となるが、これだけの作業を行うための多大な経済的・時間的負担を市民に強いることとなる情報公開制度の運用は、行政サービス上認められるものではない。
- (7) 処分の軽重を問わず、開示可能な情報を開示すべきである。体罰の場合、教員の名誉・プライバシーなどの利益を児童・生徒の利益や規律・秩序の維持という公益に優先させることは適当ではない。
- (8) 横浜市では、平成10年7月以降、体罰等に係る懲戒処分を公表している。そのことで行政事務にどのような支障が生じているのか具体的に説明されなければならない。
- (9) 開示請求において、学校名を指摘して請求したにもかかわらず、当該学校名をも非開示としているのは不可解である。

5 審査会の判断

(1) 横浜市立学校教職員分限懲戒審査委員会による審査について

実施機関は、市立学校の教職員に対して、地方公務員法第29条第1項に基づく懲戒処分又は懲戒処分に当たらない指導監督上の措置（以下「懲戒処分等」という。）を行う場合には、当該懲戒処分等の公正を期すため、事前に、横浜市立学校教職員分限懲戒審査委員会（以下「分限懲戒審査委員会」という。）の審査に付し、その審査結果を踏まえて、懲戒処分等の内容を決定していることが認められる。

(2) 本件申立文書について

ア 本件申立文書は、体罰事件に係る指導監督上の措置について、分限懲戒審査委員会の開催及びその審査結果を記録したものであり、開催日ごとに作成され、それぞれ起案用紙、起案本文及び措置検討事案一覧により構成されている。

このうち、措置検討事案一覧には、審査に付された事案ごとに、当該教職員の職名、氏名、学校名、事件の概要及び相当とされる措置の内容等が記録されている。

イ 実施機関は、措置検討事案一覧に記録されている学校名、職名、氏名、性別、年齢、事件の概要及び措置の内容等について、条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして非開示としている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を

識別することができることとなるものを含む。)」については開示しないことができると規定している。

しかし、本号ただし書では、「ウ 当該個人が公務員・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する開示しないことができる情報から除くことを規定している。

イ 実施機関が非開示としている学校名、職名、氏名、性別、年齢、事件の概要及び措置の内容等は、すべて地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない指導監督上の措置に関する情報（当該措置に関わる教職員の監督者に関する情報を含む。以下同じ。）であることが認められる。

ウ 地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない指導監督上の措置については、個人の非違行為を対象に行われる懲戒処分とは異なり、職務上の命令権を有する上司が、その権限に基づいて職員を指導監督し、当該職員の職務遂行の適正化を図るために行うものであると考えるのが相当である。

したがって、措置検討事案一覧に記録された地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない指導監督上の措置に関する情報は、本号ただし書ウに規定する公務員の職務遂行に係る情報に該当する。

しかし、指導監督上の措置に関わる教職員の氏名、性別及び年齢については、当該教職員が識別される可能性があり、ひいては、被害生徒が容易に推測されるおそれがあるため、本号本文に該当する。

また、事件の概要に関する情報のうち、教科名、部活動名が推測される記録及び被害生徒の学校生活における様子等、被害生徒が直接識別されるおそれのある情報についても、本号本文の個人に関する情報に該当する。

指導監督上の措置に関わる教職員の監督者の年齢については、職務内容とは直接関係がなく、一般に公知の事実でもないことから、本号本文の個人に関する情報に該当すると考える。

なお、備考欄に記録されている情報のうち、指導監督上の措置に関わる教職員の個人的な経歴に関する部分は、本号本文の個人に関する情報に該当し、本号ただし書ウに規定する公務員の職務遂行に係る情報に該当しない。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行

う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの・・・エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のある情報については、開示しないことができると規定している。

イ 前記(3)ウで述べたように、地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない指導監督上の措置は、任命権者による懲戒権の行使とは異なり、職務上の命令権を有する上司が、その権限に基づいて職員を指導監督し、当該職員の職務遂行の適正化を図るために行うものであると考えるのが相当であるから、このような指導監督上の措置に関わる教職員及びその監督者の情報は、実施機関の人事管理に関する情報に該当する。

本件の場合においては、このような人事管理に関する情報を開示すると、指導監督上の措置本来の効果が損なわれ、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあると考えられる。

ただし、当該人事管理に関する情報のうち、学校名については、これを開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるとまではいえないことから、本号に該当しないものとする。

ウ したがって、本件申立文書における措置検討事案一覧に記録された、地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない指導監督上の措置に関わる教職員及びその監督者に関する情報のうち、学校名を除いたその余の部分は、本号エに該当する。

(5) 結 論

以上のとおり、本件申立文書において実施機関が非開示とした情報のうち、学校名については開示すべきであるが、その余の部分を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年 8 月23日	・ 諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成13年 9 月28日 (第254回審査会)	・ 諮問の報告
平成14年 7 月26日 (第274回審査会)	・ 審議
平成14年 8 月 9 日 (第275回審査会)	・ 申立人から意見聴取及び意見書を受理 ・ 審議
平成14年 8 月23日 (第276回審査会)	・ 審議
平成14年 9 月13日 (第277回審査会)	・ 審議
平成14年 9 月20日 (第278回審査会)	・ 審議
平成14年 9 月27日 (第279回審査会)	・ 審議